

5章 再生可能エネルギー推進の基本施策

5章 再生可能エネルギー推進の基本施策

5-1 省エネルギーの推進

(1) 環境学習の推進と環境情報の提供

省エネルギーを推進するためには、市民一人ひとりが省エネルギーについての基礎知識、実践のための応用知識を身につけていることが大切です。市では、市民一人ひとりが省エネルギーについての情報を得られるよう普及啓発活動を推進します。

- ・ 省エネルギー活動の自主的な取組みを促進するために環境学習を推進します。
- ・ 省エネルギーに関する環境情報を市民・事業者へ提供するため、市ホームページ等の活用を図ります。

(2) 家庭や企業における省エネルギーの取組み推進

家庭や企業における省エネルギーへの取組みを支援します。

- ・ 省エネルギー製品や建物の省エネルギー化などについて、ガイドラインの作成等を行うなど、家庭や企業に取り組みやすい形での情報提供のあり方を検討し、家庭や企業における省エネルギーの取組みを呼びかけます。
- ・ 省エネルギーの専門技術を提供できる専門家の紹介ができる環境を整えます。また、家庭の省エネルギーの相談先となる環境アドバイザー等の制度を検討します。
- ・ 環境家計簿を市ホームページ等で紹介し、家庭や企業での自主的な取組みを推進します。

(3) 公共施設における省エネルギーの取組み推進

- ・ こまめに電気を消したり、空調の温度設定を調整したりすることやクールビズ・ウォームビズの徹底などにより電気、石油系エネルギーの使用量の削減に努めます。
- ・ LEDへの切り替えなど省エネルギーの観点から新たな電化製品や設備の導入や更新を進めます。
- ・ 建物の建設や改修にあたっては、高断熱化や高気密化を積極的に図ります。
- ・ 夏の午後、近くの涼しく（クール）過ごせる公園、水辺、緑道、公共施設などの空間や場所（スポット）をクールスポットとして指定し、家庭から地域の涼しいところへ誘導するような取組みを検討します。

5-2 再生可能エネルギーの積極的利用

(1) 再生可能エネルギー推進に向けた意識啓発

- ・ 生涯学習や学校教育においてエネルギー・環境学習を推進します。
- ・ 市民や事業者向けに再生可能エネルギーに関する学習会や講演会を開催します。

(2) 家庭や企業が積極的に設備を導入するための環境整備

- ・ 住宅用太陽光発電設備を設置する市民に対し、その費用の一部を補助します。
- ・ 災害等非常時の自主電源の確保の観点から、市民や事業所が蓄電池、燃料電池等を導入できるよう国県の補助制度等の紹介や活用を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーの専門技術を提供できる専門家の紹介ができる環境を整えます。

(3) 公共施設における再生可能エネルギーの導入

- ・ 災害に強いまちづくりの観点から、災害等非常時の拠点となる公共施設において率先して再生可能エネルギーを導入（太陽光発電設備の設置など）します。また、導入にあたっては、電源確保の観点から蓄電池の導入も推進します。
- ・ 市民が集う公共施設において、ペレットストーブなどの木質バイオマス設備の導入を検討します。

(4) 再生可能エネルギー基地（発電所）の整備

- ・ 沿岸部に再生可能エネルギー基地の用地を整備します。
- ・ 再生可能エネルギー基地を形成するため、関係する機関や企業等の誘致を推進します。また、県の洋上風力事業に協力や支援を行い、本市に関連産業（設備や部品の製造、組立、保守点検等）の誘致を積極的に行う等、国県や関係機関との連携を強化します。

(5) 復興のために実施する先駆的な事業への取組み

- ・ 森林の除染等で発生する可燃廃棄物を活用したバイオマス発電事業の実施を検討します。
- ・ 市内の森林・林業資源再生のため、計画的に間伐・伐採を行うとともに、搬出材などを活用したバイオマス発電事業の実施を検討します。
- ・ 藻類、農作物、家畜糞尿などを活用したバイオマス発電の研究施設を誘致し、事業化を検討します。

(6) 人材の育成

- ・ 国や県の支援事業の活用や紹介を通じて、地域主体の新たな再生可能エネルギー事業への取組みや地元人材による起業などを積極的に支援します。
- ・ 国や県の支援事業を活用し、再生可能エネルギー推進に関するアドバイザーやコーディネーターの養成に努めます。

5-3 南相馬市版スマートコミュニティの構築

(1) 「南相馬市版スマートコミュニティ」の構築に向けた検討

東日本大震災と原子力災害を教訓として、「安全・安心」なスマートコミュニティの構築を目指すこととしますが、新たな製品やサービスを利活用するにあたって、サポートが必要な高齢者等への配慮や導入に当たって発生するコスト負担などの課題があることから、本市の実情にあった「南相馬市版スマートコミュニティ」の構築を図るため、以下の内容に取り組みます。

- ・ 市民や事業者のスマートコミュニティに対するニーズを把握します。
- ・ 本市における「安全・安心」なスマートコミュニティの全体像を構築します。
- ・ 市民や事業者に対しスマートコミュニティとは何かについて情報を提供します。

(2) モデル事業の実施

今後、整備される災害公営住宅や災害移転住宅を中心に、モデル事業として小規模なスマートコミュニティを形成し、「南相馬市版スマートコミュニティ」のモデルを構築します。

ここでは、エネルギーの見える化や電気自動車（EV）等の普及に向けた基盤整備を行い、これらコミュニティをネットワーク化することで、市全体のスマートシティ化を目指します。

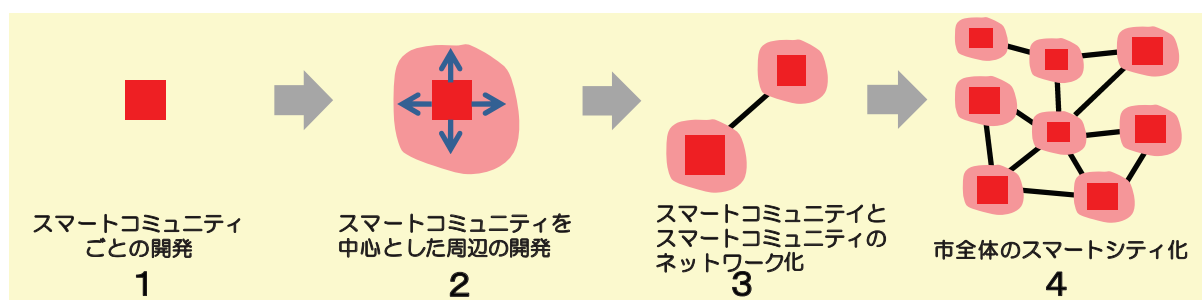


図 5-1 ネットワーク化のイメージ

5-4 地域循環のしくみづくり

今後、本ビジョンの運用と合わせ、地域循環のしくみづくりとして、以下に挙げる施策（案）について具体的な検討を行っていきます。これらは、個々単独の施策としてだけでなく、それぞれが結びつき、相乗効果を生み出せるような観点を持って検討を進めることとします。

(1) 再生可能エネルギー推進の場づくり

南相馬市環境未来都市計画において、「復興まちづくり推進協議会（仮称）」を設立することとしており、この中で再生可能エネルギーの推進や地域循環のしくみづくりに関して、産学官民が一同に介しての議論や協働の場となる体制を目指します。

(2) 南相馬市復興基金（仮）や市民ファンドの設立

大規模再生可能エネルギー事業による利益の地域還元や、多くの市民の参加が可能となる基盤として、基金や市民ファンドの設立を検討します。基金は、地域事業者による再生可能エネルギー事業や再生可能エネルギーの導入を支援することを想定しています。

(3) 農業の再生に向けた再生可能エネルギーの利用

太陽光発電・熱利用等の再生可能エネルギーを利用した植物工場の導入、及び流通、加工、販売を含めた六次産業化を支援、促進する施策、制度を検討します。

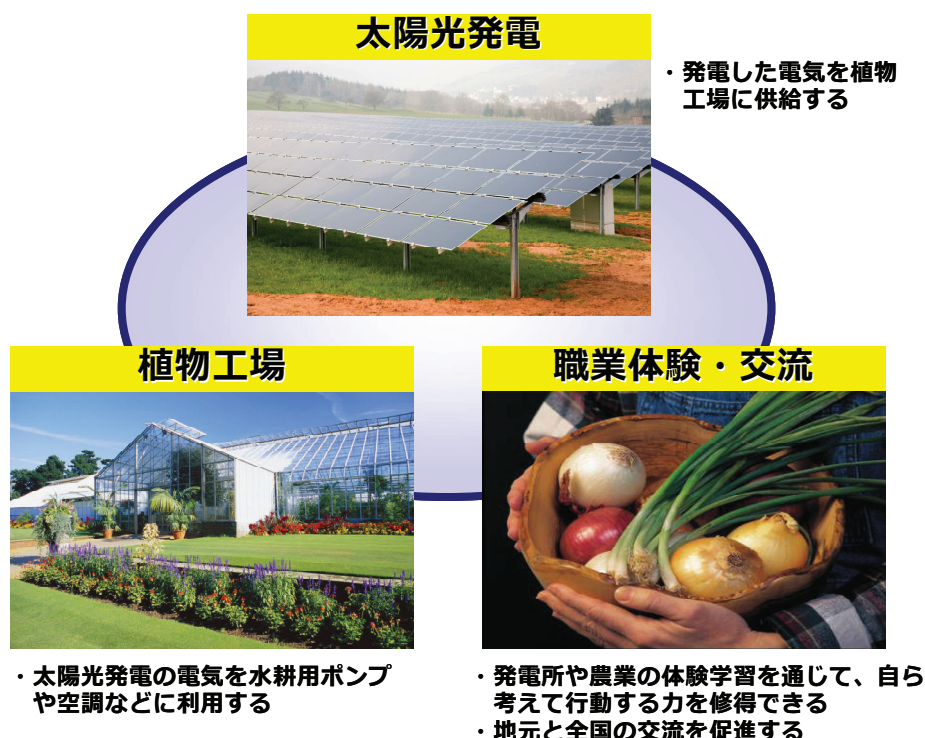


図 5-2 再生可能エネルギーと関連事業の組み合わせによる地域循環のイメージ

(4) 地域産業の振興

再生可能エネルギーに関する事業に興味や関心を持ち、実際に事業化に向けた意欲のある市民や事業者を積極的に支援し、地域産業の振興につながるしくみを検討します。地元金融機関との連携や国県の支援制度の活用により事業化に必要な資金調達が行えるようにしたり、事業リスクの分散、軽減が図られるようにしたりすることや、「株式会社ゆめサポート南相馬」などと連携し再生可能エネルギー関連事業の創業支援などが受けられるようにすることなど、具体的な枠組みを検討します。

(5) 南相馬市エネルギーパークの構築

家庭や事業者における再生可能エネルギーに関する取組みを市内に集積し、それらを結び付けてエネルギーについて学習、体験できる施設やしくみを作ります。市民の理解と意識を高めて再生可能エネルギー推進を加速的に継続させるとともに、市外の住民や事業者との交流を活性化させることが重要です。エネルギー関連施設を観光資源化するには、例えば景観の設計を重視するなど、地域事業者が参画できる枠組みを検討します。

(6) 次世代のまちづくり

少子高齢化が進む中で、エネルギーを効率的に活用し、かつ市民が安全・安心、快適な生活をおくることができるような、交通の在り方、住まい方の在り方を検討します。例えば、移動が困難な方への医療・福祉サービスや生活支援サービスの出前による提供やそれに利用される車両のクリーンエネルギー化（電気自動車の積極的活用）、公共交通機関のクリーンエネルギー化や効率的な交通網及び住宅の整備等について検討します。

5-5 推進体制

再生可能エネルギーの導入目標を達成するとともに、地域循環のしくみづくりなどの施策を具体的に推進するため、以下の体制等の整備を図ります。

(1) 市民参加・協働

本ビジョンの推進にあたっては、市民参加と協働の推進を図り、市民をはじめ各種団体等とも連携を強化して取り組みます。

具体的には、再生可能エネルギー推進に係る取り組みに対する市民の理解を深め、取り組みへの参加のあり方を検討し、より積極的な参加が可能となる機会を創出します。

また、市は、再生可能エネルギーの推進にあたり、まちづくり委員会、行政区、市民活動団体、ボランティア、NPO といった多様な活動主体の取り組みへの支援のあり方を検討し、積極的に活動できるような環境整備に努めます。

(2) 産学官民の連携

本ビジョンに基づき効果的に各施策を進めていくためには、産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の四者が復興の理念や目標を共有し、連携することが重要です。市は、産学民官の連携を積極的に支援することとし、産学官民の連携による体制づくりについては、南相馬市環境未来都市計画に基づき設置する「復興まちづくり推進協議会（仮称）」の中で、四者の力を最大限に引き出す体制づくりを目指すこととします。

(3) 庁内を横断する推進体制の確立

本ビジョンの推進にあたっては、市民生活、経済活動、まちづくり、環境活動、教育など広範囲かつ重層的な取り組みが必要となります。このため、定期的な連絡調整会議など横断的な組織体制を確立します。